

報告第5号

令和7年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月12日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

令和7年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源 国県支出金 地方債	一般財源
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍総合システム管理業務	1,848,000	1,848,000	0	1,848,000	0
					国	1,848,000	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	証明書コンビニ交付事業	1,078,000	1,078,000	0	1,078,000	0
					国	1,078,000	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	市民総務費	2,116,000	2,116,000	0	2,115,000	1,000
					国	2,115,000	
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯エアコン設置促進事業	35,459,000	35,439,000	0	35,376,000	63,000
					国	35,376,000	
3 民生費	1 社会福祉費	障がい福祉総務費	14,143,000	14,143,000	0	14,000,000	143,000
					国	14,000,000	
3 民生費	1 社会福祉費	生活保護世帯エアコン設置促進事業	16,832,000	16,832,000	0	16,601,000	231,000
					国	16,601,000	
3 民生費	1 社会福祉費	介護保険総務費（特別会計によらないもの）	15,239,000	15,239,000	0	15,172,000	67,000
					国	15,172,000	
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業（国経済対策）	58,861,000	26,333,000	0	26,333,000	0
					国	26,333,000	
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業	13,260,000	5,470,000	0	5,470,000	0
					国	5,470,000	
6 農林水産業費	1 農業費	担い手・集落支援事業	4,967,000	4,967,000	0	4,967,000	0
					国	4,967,000	
6 農林水産業費	3 耕地費	農業用排水路工事・農道舗装工事（団体営）	46,502,000	46,502,000	0	38,740,000	7,762,000
					国	21,040,000	
					地	15,200,000	
					他	2,500,000	
7 商工費	1 商工費	企業サポート事業（経営支援・事業者間連携支援）（地域未来交付金繰越事業）	12,098,000	12,098,000	0	5,539,000	6,559,000
					国	5,539,000	
7 商工費	1 商工費	ささえあい商品券事業	551,500,000	551,500,000	0	502,000,000	49,500,000
					国	502,000,000	
7 商工費	1 商工費	しごと創出事業（地域未来交付金繰越事業）	13,712,000	13,712,000	0	6,855,000	6,857,000
					国	6,855,000	
7 商工費	1 商工費	来訪者受入環境整備事業（地域未来交付金繰越事業）	66,200,000	66,200,000	0	33,100,000	33,100,000
					国	33,100,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	県営新設改良事業負担金	171,000,000	166,434,000	0	144,217,000	22,217,000
					国	83,217,000	
					地	61,000,000	

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源 国県支出金 地方債	一般財源
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業（交付金）	262,510,000	262,510,000	0	249,307,000	13,203,000
						国 137,307,000	
						地 112,000,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業（松糸道路関連）	12,000,000	5,000,000	0	4,862,000	138,000
						国 2,662,000	
						地 2,200,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁修繕事業（交付金）	77,000,000	77,000,000	0	74,000,000	3,000,000
						国 37,200,000	
						地 36,800,000	
8 土木費	4 都市計画費	下水道施設統廃合事業	70,600,000	70,400,000	0	70,400,000	0
						地 70,400,000	
10 教育費	2 小学校費	穂高西小学校施設改修事業	67,071,000	67,071,000	0	30,633,000	36,438,000
						国 10,233,000	
						地 20,400,000	
10 教育費	2 小学校費	小学校冷房設備等整備事業	7,655,000	7,655,000	0	1,982,000	5,673,000
						国 682,000	
						地 1,300,000	
合 計			1,521,651,000	1,469,547,000	0	1,284,595,000	184,952,000
						国 962,795,000	
						地 319,300,000	
						他 2,500,000	

※国：国県支出金、地：地方債、その他：他

報告第6号

令和7年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月12日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

令和7年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源 国県支出金 地方債	一般財源	
4	衛生費	1 保健衛生費	保健衛生総務費	20,885,000	0	20,885,000	0	0	0	20,885,000	補助対象物品の納品に不測の日数を要したため
4	衛生費	1 保健衛生費	地域脱炭素化推進事業	188,681,000	147,337,000	41,344,000	0	41,344,000	0	0	補助対象物品の納品に不測の日数を要したため
6	農林水産業費	2 林業費	林道長峰線改良事業	39,996,000	16,816,000	23,180,000	3,410,000	26,590,000	0	3,590,000	道路製品の製造に不測の日数を要したため
8	土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業(合併特例債)	64,548,000	23,000,000	41,548,000	1,528,000	43,076,000	0	2,176,000	設計変更等の調整に不測の日数を要したため
8	土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業(松糸道路関連)	15,895,000	0	15,895,000	1,000,000	16,895,000	0	11,995,000	設計変更等の調整に不測の日数を要したため
8	土木費	3 河川費	内水対策事業	86,625,000	11,000,000	75,625,000	15,800,000	91,425,000	0	25,000	掘削の結果、支持基盤対策が必要となり、不測の日数を要したため
10	教育費	2 小学校費	三郷小学校施設改修事業	23,881,000	16,953,000	6,928,000	0	6,928,000	0	6,928,000	当初予定していなかった追加工事により不測の日数を要したため
10	教育費	2 小学校費	【明許】三郷小学校施設改修事業	1,141,227,000	341,181,000	800,046,000	0	800,046,000	180,800,000	68,934,000	当初予定していなかった追加工事により不測の日数を要したため
11	災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	林道災害復旧事業	85,994,000	14,130,000	71,864,000	4,858,000	76,722,000	0	12,182,000	工法変更による設計変更等が生じ、不測の日数を要したため
11	災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	【明許】林道災害復旧事業	1,573,000	0	1,573,000	0	1,573,000	0	1,573,000	工法変更による設計変更等が生じ、不測の日数を要したため
合 計				1,669,305,000	570,417,000	1,098,888,000	26,596,000	1,125,484,000	180,800,000	128,288,000	

※国：国県支出金、地：地方債、他：その他

令和7年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書について

本件について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月12日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

令和7年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明		
						国庫補助金	損益勘定留保資金					
1	資本的支出	1	建設改良費	令和7年度穂高豊里整備送水管布設工事(3工区)【付帯工事分】	26,400,000	0	26,400,000	0	26,400,000	0	0	送水管布設工事に伴い特殊資材の納期に不測の日数を要したため
				令和7年度穂高豊里整備送水管布設工事(4工区)【付帯工事分】	33,000,000	0	33,000,000	0	33,000,000	0	0	送水管布設工事に伴い特殊資材の納期に不測の日数を要したため
				令和7年度市道穂高2380号線ほか配水管布設替工事	42,900,000	0	42,900,000	0	42,900,000	0	0	配水管布設替工事において当初設計より延伸しなければならず年度内竣工が見込めないため
				令和7年度岩原低区系専用配水管布設工事	28,600,000	0	28,600,000	6,850,000	21,750,000	0	0	国の補正予算による社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業であり、年度内での事業完了が困難であるため
合 計			130,900,000	0	130,900,000	6,850,000	124,050,000	0	0			

地方公営企業法第26条第1項の規定による継続費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残 額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳	
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	損益勘定留保資金
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	1	穂高豊里整備事業	378,851,000	173,855,000	204,996,000	378,851,000	301,147,000	77,704,000	77,704,000	0	0
										77,704,000	0
合	計		378,851,000	173,855,000	204,996,000	378,851,000	301,147,000	77,704,000	77,704,000	77,704,000	0

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						給水収益				
1	1	令和7年度上水道施設進相コンデンサ取替修繕(堀金・明科地区)	948,000	0	948,000	948,000		0	0	資材調達に不測の日数を要したため
合	計		948,000	0	948,000	948,000		0	0	

令和7年度安曇野市水道事業会計継続費繰越計算書について

本件について、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月12日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

令和7年度安曇野市水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度 繰越額に係る財源内訳	
				予算計上額	前年度 繰越額	計				企業債	損益勘定 留保資金
1	資本的支出	1 建設改良費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			715,220,000	320,760,000	0	320,760,000	0	320,760,000	320,760,000	0	0
		非常用発電機設置事業	276,650,000	108,680,000	0	108,680,000	0	108,680,000	108,680,000	0	0
			991,870,000	429,440,000	0	429,440,000	0	429,440,000	429,440,000	429,440,000	0
合計			991,870,000	429,440,000	0	429,440,000	0	429,440,000	429,440,000	0	

令和7年度安曇野市下水道事業会計予算繰越計算書について

本件について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月12日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

令和7年度安曇野市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						交付金	企業債	出資金	損益勘定留保資金等				
1	資本的支出	1 建設改良費	令和7年度下水道施設統廃合事業管路工事	426,948,000	0	426,948,000	207,733,000	115,635,000	103,500,000	80,000	0	0	推進工について工法の再検討が必要になり、その修正設計に日数を要したため
			令和7年度下水道施設統廃合事業管路工事現場技術業務委託	24,315,000	0	24,315,000	11,331,000	6,965,000	6,000,000	19,000	0	0	本業務対象工事が繰り越されるため
			令和7年度(防災・安全)管路改築更新設計業務	26,400,000	0	26,400,000	13,200,000	13,200,000	0	0	0	0	国の補正予算による社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業であり、年度内での事業完了が困難であるため
			令和7年度(防災・安全)管路耐震診断調査業務	18,007,000	0	18,007,000	9,000,000	9,000,000	0	7,000	0	0	国の補正予算による社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業であり、年度内での事業完了が困難であるため
			令和7年度流域下水道事業(流域下水道建設負担金)	76,482,000	0	76,482,000	0	76,400,000	0	82,000	0	0	安曇野終末処理場内耐水化対策工事、水処理棟1・2系耐震設計等が繰り越されるため
合	計		572,152,000	0	572,152,000	241,264,000	221,200,000	109,500,000	188,000	0	0		

報告第10号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月12日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市堀金烏川1246番地1先における事故に係る損害賠償について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月30日

安曇野市長 中山 栄樹

1 和解の相手方

住所 安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和7年2月5日、安曇野市堀金烏川1246番地1先の市道堀金1級1号線上において、消防団車両積載の可搬ポンプに、詰所の電源からドラム式延長コードを利用し充電していたが、延長コードの接続に気づかずに当該車両を発車し、その際に落下したドラム式延長コードが相手車両に接触した物損事故。

3 和解の内容

本事故の原因は、安曇野市運転手に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を80%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として66,528円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認した。

報告第 11 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

(別紙)

専 決 処 分 書

令和8年度固定資産税納税通知書の送付先誤りに係る損害賠償金の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月23日

安曇野市長 中山 栄樹

1 損害賠償の相手方

住所 安曇野市

氏名

2 事件の概要

令和8年度固定資産税の納税通知書について、送付先の登録誤りにより、本来の納税義務者に送付すべきところ、誤って損害賠償の相手方に送付した。

送付を受けた損害賠償の相手方の親族からの問合せに対し、安曇野市職員が送付先の誤りに気付かず、誤った情報を伝えたことで、損害賠償の相手方が法務局において、必要のない不動産登記事項証明書を取得し、手数料9,000円を負担することになったもの。

3 損害賠償の額

本事件の原因は、安曇野市職員が確認を怠ったことによるため、安曇野市は、本事件の損害の解決金として、損害賠償の相手方に対し手数料相当分の9,000円を賠償するものとする。

なお、本事件に関し、安曇野市及び損害賠償の相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第 12 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市堀金三田3570番地1における物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月19日

安曇野市長 中山 栄樹

1 和解の相手方

住所 安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和7年12月21日、安曇野市宮堀金総合運動場駐車場において、上記1の和解の相手方が自家用車をバックで区画内に駐車しようとした際、バックしすぎたことで後方にあった樹木の枝に接触し、後部ガラスを破損した物損事故。

3 和解の内容

事故の主な原因は、上記1の和解の相手方の後方確認不足によるものであるが、運転手の死角位置にあった安曇野市が管理すべき樹木の枝の剪定不足も物損事故の要因となったことから、示談の結果、安曇野市の過失を20%とし、安曇野市は和解の相手方に対し、損害の解決金として47,007円を支払う。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第 13 号

債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成 27 年安曇野市条例第 10 号）第 6 条第 1 項の規定により、水道料金に係る債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告する。

記

別記様式による。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

別記様式

- 1 放棄した債権の名称 水道料金
- 2 債権を放棄した日 令和8年3月9日
- 3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄した事由	発生年度	件数 (件)	債権額 (円)	備考
条例第6条第1項第1号に該当	平成30年度	1	3,080	
条例第6条第1項第1号に該当	平成31年度	3	21,466	
条例第6条第1項第1号に該当	令和2年度	3	30,828	
条例第6条第1項第1号に該当	令和5年度	1	2,872	
条例第6条第1項第2号に該当	令和5年度	1	2,872	
条例第6条第1項第2号に該当	令和6年度	19	121,630	
条例第6条第1項第3号に該当	令和6年度	3	9,592	
条例第6条第1項第4号に該当	平成31年度	1	12,074	
条例第6条第1項第4号に該当	令和2年度	3	18,438	
条例第6条第1項第4号に該当	令和5年度	2	5,744	
条例第6条第1項第4号に該当	令和6年度	4	7,180	
合計		41	235,776	

- 4 時効の根拠及び時効期間 改正民法（施行日：令和2年4月1日）第166条により5年
(改正前に締結した給水契約に基づいて発生した水道料金は、改正民法附則第10条第4項により改正前民法第173条が適用され2年)

報告第14号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月12日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

安曇野市長 中山 栄樹

安曇野市税条例の一部を改正する条例

安曇野市税条例（平成17年安曇野市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「有しなかった者（」を「有しなかったもの（」に、「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と

生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「額が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合に

は、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の9までを削る。

第81条の10（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第81条の3とする。

第82条（見出しを含む。）、第83条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し及び第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項第1号中「、身体障害者等」を削り、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第一項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とし、同条に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付する。

附則第7条の4中「又は附則第19条の7第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第19条の7第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中

「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第18項を第15項とし、第19項を第16項とし、同条に次の1項を加える。

17 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第5項中「規定の登録」を「登録」に改め、同条第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第12条の2を削る。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定す

る」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の3から附則第19条の6までを次のように改める。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税

譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の4から附則第19条の6まで 削除

附則第19条の7第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の9第2項第2号及び第5項第2号並びに第19条の10第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第1項ただし書の改正規定（「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める部分に限る。）、第36条の3の2第1項第2号、第36条の3の2第5項及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第

6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の3から附則第19条の6までの改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第●号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の安曇野市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の安曇野市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の安曇野市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項

に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の安曇野市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第15号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月12日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

安曇野市長 中山 栄樹

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項に次のただし書きを加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第19条第1項中「66万円」を「67万円」に、「同条第5項」を「同条第5項本文」に、「キ及びク」を「キからケまで」に、「の合算額と」を「（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額と」に改め、同項第1号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 70円

第19条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 50円

第19条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20円

第19条第3項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項各号列記以外の部分中「減額後の被保険者均等割額」の次

に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
第19条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の安曇野市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 16 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 3 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 25 日

安曇野市長 中山 栄樹

(別紙)

令和7年度 安曇野市一般会計補正予算（専決第3号）

令和7年度安曇野市の一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,902,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,499,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更、廃止は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税		539,189	△ 25,400	513,789
	1 地方揮発油譲与税	117,000	△ 5,088	111,912
	2 自動車重量譲与税	391,000	△ 19,122	371,878
	3 森林環境譲与税	31,189	△ 1,190	29,999
3 利子割交付金		6,000	18,245	24,245
	1 利子割交付金	6,000	18,245	24,245
4 配当割交付金		59,000	40,150	99,150
	1 配当割交付金	59,000	40,150	99,150
5 株式等譲渡所得割交付金		104,000	50,031	154,031
	1 株式等譲渡所得割交付金	104,000	50,031	154,031
6 法人事業税交付金		217,000	3,103	220,103
	1 法人事業税交付金	217,000	3,103	220,103
7 地方消費税交付金		2,440,000	179,145	2,619,145
	1 地方消費税交付金	2,440,000	179,145	2,619,145
8 ゴルフ場利用税交付金		34,000	2,267	36,267
	1 ゴルフ場利用税交付金	34,000	2,267	36,267
9 環境性能割交付金		64,000	△ 10,298	53,702
	1 環境性能割交付金	64,000	△ 10,298	53,702
10 地方特例交付金		109,659	4,170	113,829
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	0	4,170	4,170
11 地方交付税		12,714,095	151,105	12,865,200
	1 地方交付税	12,714,095	151,105	12,865,200
12 交通安全対策特別交付金		11,900	△ 1,461	10,439
	1 交通安全対策特別交付金	11,900	△ 1,461	10,439
13 分担金及び負担金		302,327	△ 5,333	296,994
	1 分担金	11,601	△ 1,107	10,494
	2 負担金	290,726	△ 4,226	286,500
14 使用料及び手数料		294,584	△ 1,777	292,807
	1 使用料	146,013	2,730	148,743
	2 手数料	148,571	△ 4,507	144,064
15 国庫支出金		7,406,519	△ 188,934	7,217,585
	1 国庫負担金	4,174,261	△ 47,693	4,126,568
	2 国庫補助金	3,207,989	△ 144,539	3,063,450
	3 国庫委託金	24,269	3,298	27,567

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		3,011,785	△ 177,638	2,834,147
	1 県負担金	1,575,937	△ 28,156	1,547,781
	2 県補助金	1,082,448	△ 127,551	954,897
	3 県委託金	353,400	△ 21,931	331,469
17 財産収入		86,724	15,073	101,797
	1 財産運用収入	73,781	3,343	77,124
	2 財産売払収入	12,943	11,730	24,673
18 寄附金		802,050	△ 23,391	778,659
	1 寄附金	802,050	△ 23,391	778,659
19 繰入金		3,719,225	△ 1,605,478	2,113,747
	1 特別会計繰入金	1,635	1	1,636
	2 基金繰入金	3,717,590	△ 1,605,479	2,112,111
21 諸収入		2,537,204	△ 38,879	2,498,325
	2 預金利子	100	897	997
	3 貸付金元利収入	1,566,149	△ 1,882	1,564,267
	4 受託事業収入	2,040	△ 148	1,892
	5 雑入	960,915	△ 37,746	923,169
22 市債		6,288,000	△ 286,700	6,001,300
	1 市債	6,288,000	△ 286,700	6,001,300
補正に係らない款・項		13,653,739	0	13,653,739
歳入合計		54,401,000	△ 1,902,000	52,499,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		261,823	△ 20,417	241,406
	1 議会費	261,823	△ 20,417	241,406
2 総務費		6,793,774	△ 274,160	6,519,614
	1 総務管理費	5,609,715	△ 143,272	5,466,443
	2 徴税費	543,281	△ 37,676	505,605
	3 戸籍住民基本台帳費	239,130	△ 6,129	233,001
	4 選挙費	325,951	△ 85,557	240,394
	5 統計調査費	47,513	△ 1,521	45,992
	7 公平委員会費	602	△ 5	597
3 民生費		19,184,841	△ 557,756	18,627,085
	1 社会福祉費	9,739,146	△ 354,918	9,384,228
	2 児童福祉費	8,464,250	△ 185,830	8,278,420
	3 生活保護費	980,595	△ 17,008	963,587
4 衛生費		3,292,254	△ 308,279	2,983,975
	1 保健衛生費	2,419,133	△ 291,939	2,127,194
	2 清掃費	813,759	△ 16,340	797,419
6 農林水産業費		2,123,454	△ 108,657	2,014,797
	1 農業費	1,032,057	△ 52,122	979,935
	2 林業費	520,809	△ 16,031	504,778
	3 耕地費	570,403	△ 40,504	529,899
7 商工費		3,501,953	△ 98,233	3,403,720
	1 商工費	3,501,953	△ 98,233	3,403,720
8 土木費		6,134,080	△ 240,772	5,893,308
	1 土木管理費	254,815	△ 2,785	252,030
	2 道路橋梁費	2,601,895	△ 77,252	2,524,643
	3 河川費	197,077	△ 1,008	196,069
	4 都市計画費	2,351,013	△ 98,810	2,252,203
	5 住宅費	729,280	△ 60,917	668,363
9 消防費		1,650,357	△ 11,398	1,638,959
	1 消防費	1,650,357	△ 11,398	1,638,959
10 教育費		5,312,081	△ 157,085	5,154,996
	1 教育総務費	1,898,821	△ 65,391	1,833,430
	2 小学校費	664,330	△ 15,726	648,604
	3 中学校費	511,188	△ 14,672	496,516
	4 幼稚園費	136,821	△ 23,449	113,372
	5 社会教育費	1,832,879	△ 26,736	1,806,143
	6 保健体育費	268,042	△ 11,111	256,931

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		95,333	△ 1,000	94,333
	1 土木施設災害復旧費	1,500	△ 1,000	500
	2 農林水産施設災害復旧費	93,833	0	93,833
12 公債費		5,938,576	△ 124,243	5,814,333
	1 公債費	5,938,576	△ 124,243	5,814,333
補正に係らない款・項		112,474	0	112,474
歳出合計		54,401,000	△ 1,902,000	52,499,000

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	担い手・集落支援事業	4,967

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
脱炭素化推進事業債(総務債)	2,900	証書借入	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	2,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
旧合併特例事業債(民生債)	716,400	同上	同上	同上	714,700	同上	同上	同上
施設整備事業債	430,000	同上	同上	同上	372,600	同上	同上	同上
こども・子育て支援事業債(民生債)	490,600	同上	同上	同上	425,500	同上	同上	同上
公共施設等適正管理推進事業債	254,800	同上	同上	同上	249,700	同上	同上	同上
公共事業等債(農林債)	20,300	同上	同上	同上	17,600	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(農林債)	293,900	同上	同上	同上	293,500	同上	同上	同上
一般補助施設整備等事業債	20,200	同上	同上	同上	15,200	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(商工債)	102,500	同上	同上	同上	97,400	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(土木債)	875,700	同上	同上	同上	836,800	同上	同上	同上
緊急自然災害防止対策事業債	211,900	同上	同上	同上	207,100	同上	同上	同上
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	69,600	同上	同上	同上	68,300	同上	同上	同上
公共事業等債(土木債)	144,000	同上	同上	同上	139,300	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
旧合併特例事業債(消防債)	21,100	証書借入	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	17,500	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
緊急防災・減災事業債	173,800	同上	同上	同上	166,200	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(教育債)	625,700	同上	同上	同上	583,100	同上	同上	同上
脱炭素化推進事業債(教育債)	54,900	同上	同上	同上	46,900	同上	同上	同上
こども・子育て支援事業債(教育債)	27,900	同上	同上	同上	21,600	同上	同上	同上
デジタル活用推進事業債	102,300	同上	同上	同上	77,700	同上	同上	同上

2 廃止

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備考
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
防災対策事業債	1,100	証書借入	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	—	—	—	—	他の地方債への振替

報告第17号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月12日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月25日

安曇野市長 中山 栄樹

(別紙)

令和7年度 安曇野市国民健康保険特別会計補正予算
(専決第1号)

令和7年度安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ107,875千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,407,343千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		1,770,004	△ 4	1,770,000
	1 国民健康保険税	1,770,004	△ 4	1,770,000
2 使用料及び手数料		200	37	237
	1 手数料	200	37	237
3 国庫支出金		9,357	18	9,375
	1 国庫補助金	9,357	18	9,375
4 県支出金		6,918,381	△ 102,944	6,815,437
	1 県補助金	6,918,380	△ 102,943	6,815,437
	2 財政安定化基金交付金	1	△ 1	0
6 繰入金		636,944	△ 6,167	630,777
	1 他会計繰入金	565,844	△ 6,167	559,677
8 諸収入		54,882	1,185	56,067
	1 延滞金及び過料	6,002	656	6,658
	3 貸付金元利収入	2,000	△ 2,000	0
	5 特定健診等個人負担金	1,650	△ 342	1,308
	6 雑入	45,230	2,871	48,101
補正に係らない款・項		125,450	0	125,450
歳 入 合 計		9,515,218	△ 107,875	9,407,343

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		57,384	△ 4,645	52,739
	1 総務管理費	40,390	△ 3,156	37,234
	2 賦課徴収費	16,470	△ 1,295	15,175
	3 運営協議会費	364	△ 143	221
	4 趣旨普及費	160	△ 51	109
2 保険給付費		6,862,061	△ 89,095	6,772,966
	1 療養諸費	5,875,000	△ 78,263	5,796,737
	2 高額療養費	938,200	△ 5,117	933,083
	3 移送費	250	△ 250	0
	4 出産育児諸費	24,010	△ 3,436	20,574
	5 葬祭諸費	3,600	△ 960	2,640
	6 精神諸費	21,000	△ 1,068	19,932
	7 傷病手当諸費	1	△ 1	0
3 国民健康保険事業費 納付金		2,293,429	0	2,293,429
	1 医療給付費分	1,482,293	0	1,482,293
4 保健事業費		174,104	△ 39,789	134,315
	1 保健事業費	18,210	△ 6,354	11,856
	2 特定健康診査等事業費	155,894	△ 33,435	122,459
6 公債費		1	△ 1	0
	1 公債費	1	△ 1	0
7 諸支出金		58,357	△ 865	57,492
	1 償還金利子及び還付加算金	58,357	△ 865	57,492
8 予備費		5,996	26,520	32,516
	1 予備費	5,996	26,520	32,516
補正に係らない款・項		63,886	0	63,886
歳 出 合 計		9,515,218	△ 107,875	9,407,343

報告第18号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月12日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月25日

安曇野市長 中山 栄樹

(別紙)

令和7年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算
(専決第1号)

令和7年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,042千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,808,778千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,405,745	△ 4,052	1,401,693
	1 後期高齢者医療保険料	1,405,745	△ 4,052	1,401,693
2 使用料及び手数料		10	17	27
	1 手数料	10	17	27
3 繰入金		358,605	△ 933	357,672
	1 一般会計繰入金	358,605	△ 933	357,672
5 諸収入		2,081	△ 74	2,007
	1 延滞金、加算金及び過料	11	59	70
	2 償還金及び還付加算金	2,070	△ 133	1,937
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		47,379	0	47,379
歳 入 合 計		1,813,820	△ 5,042	1,808,778

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		10,156	△ 915	9,241
	1 総務管理費	54	△ 2	52
	2 徴収費	10,102	△ 913	9,189
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		1,800,586	△ 42,584	1,758,002
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,800,586	△ 42,584	1,758,002
3 諸支出金		2,070	△ 132	1,938
	1 償還金及び還付加算金	2,070	△ 132	1,938
4 予備費		1,008	38,589	39,597
	1 予備費	1,008	38,589	39,597
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項				
歳 出 合 計		1,813,820	△ 5,042	1,808,778

報告第19号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月12日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第2号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月25日

安曇野市長 中山 栄樹

(別紙)

令和7年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第2号）

令和7年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120,131千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,344,404千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		2,148,521	86,318	2,234,839
	1 介護保険料	2,148,521	86,318	2,234,839
2 使用料及び手数料		1	44	45
	1 手数料	1	44	45
3 国庫支出金		2,356,762	46,422	2,403,184
	1 国庫負担金	1,732,959	51,385	1,784,344
	2 国庫補助金	623,803	△ 4,963	618,840
4 支払基金交付金		2,689,008	△ 73,278	2,615,730
	1 支払基金交付金	2,689,008	△ 73,278	2,615,730
5 県支出金		1,450,424	5,169	1,455,593
	1 県負担金	1,372,236	14,632	1,386,868
	2 県補助金	78,188	△ 9,463	68,725
6 サービス収入		73	1,752	1,825
	1 介護予防給付費収入	73	1,752	1,825
8 繰入金		1,609,899	△ 187,290	1,422,609
	1 一般会計繰入金	1,478,736	△ 56,127	1,422,609
	2 基金繰入金	131,163	△ 131,163	0
10 諸収入		5	732	737
	1 預金利子	1	△ 1	0
	2 雑入	3	684	687
	3 延滞金・加算金及び過料	1	49	50
補正に係らない款・項		209,842	0	209,842
歳 入 合 計		10,464,535	△ 120,131	10,344,404

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		133,220	△ 11,530	121,690
	1 総務管理費	19,415	△ 4,802	14,613
	2 徴収費	7,467	△ 359	7,108
	3 介護認定審査会費	106,338	△ 6,369	99,969
2 保険給付費		9,554,443	△ 278,998	9,275,445
	1 介護サービス等諸費	9,126,651	△ 233,447	8,893,204
	2 その他諸費	9,124	△ 200	8,924
	3 高額介護サービス等費	204,730	△ 7,351	197,379
	4 特定入所者介護サービス等費	181,671	△ 37,169	144,502
	5 高額医療合算介護サービス等費	32,267	△ 831	31,436
3 地域支援事業		548,202	△ 53,109	495,093
	1 介護予防事業	25,901	△ 952	24,949
	2 包括的支援事業・任意事業費	143,338	△ 3,865	139,473
	3 介護予防・日常生活支援総合事業	375,837	△ 47,668	328,169
	4 その他諸費	3,126	△ 624	2,502
5 保健福祉事業費		8,021	△ 1,395	6,626
	1 保健福祉事業費	8,021	△ 1,395	6,626
7 公債費		100	△ 100	0
	1 公債費	100	△ 100	0
8 諸支出金		152,583	0	152,583
	1 償還金及び還付加算金	152,583	0	152,583
9 予備費		50	225,001	225,051
	1 予備費	50	225,001	225,051
補正に係らない款・項		67,916	0	67,916
歳 出 合 計		10,464,535	△ 120,131	10,344,404

報告第20号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月12日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月25日

安曇野市長 中山 栄樹

(別紙)

令和7年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計
補正予算（専決第1号）

令和7年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ372千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,003千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		2,304	△ 372	1,932
	1 他会計繰入金	2,304	△ 372	1,932
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		71	0	71
歳 入 合 計		2,375	△ 372	2,003

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 産業団地事業費		2,375	△ 372	2,003
	1 産業団地事業費	2,375	△ 372	2,003
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項				
歳 出 合 計		2,375	△ 372	2,003

報告第21号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月12日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度安曇野市有明荘特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月25日

安曇野市長 中山 栄樹

(別紙)

令和7年度 安曇野市有明荘特別会計補正予算（専決第1号）

令和7年度安曇野市の有明荘特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ947千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,343千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		4,664	△ 947	3,717
	1 他会計繰入金	4,664	△ 947	3,717
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		3,626	0	3,626
歳 入 合 計		8,290	△ 947	7,343

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 施設事業費		8,290	△ 947	7,343
	1 施設事業費	8,290	△ 947	7,343
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項				
歳 出 合 計		8,290	△ 947	7,343